



# 年末年始火災予防運動

平成29年12月20日(水)から平成30年1月10日(水)まで



全国統一防火標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

季節から暖房器具などで火を使う機会が多く、また、年末年始は何かと忙しいため、火に対する注意がおろそかになりがちです。一人ひとりが防火に心がけ、火災の無い年末年始となるよう火災予防運動を実施します。



～事業所のみなさまへお願い～



## 自主防火管理の推進

### 【消防訓練の実施】

万が一の災害に備え、消火、通報及び避難訓練は繰り返し実施することが大切です。従業員全員が災害時に対処できる知識や技術を身につけましょう。

### 【避難施設、消防用設備等の維持管理】

防火戸や階段には、避難の障害となる物品を放置しないよう適正な管理をしましょう。

また、消防用設備等は火災から人命や財産を守るための大切な設備です。常時、機能・性能を確保し、非常時に確実に作動するよう維持管理に努めましょう。

### 【火気使用設備・器具等の火気管理】

火気使用設備・器具等が可燃物と接触・接近していないか確認しましょう。

コンロ上部の天蓋、ダクトの油汚れ等を放置すると火災に至る危険があります。日頃から清掃を心がけましょう。

また、喫煙場所の火気管理を徹底しましょう。





～住民のみなさまへお願い～



## 住宅用火災警報器 設置から 10 年たっていませんか？

平成 18 年 6 月 1 日に住警器の設置が義務化されてから 10 年が経過しています。住警器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。ご自宅の住警器の「設置年数（または「製造年数」）を確認し、10 年を目安に新しい住警器と交換することをお勧めします。

### 【日頃から点検しましょう】

#### 正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、  
ピーピーピー



ピーピーピー  
火事です



注）警報音はメーカーや製品により異なります。

#### 音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



しーん

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

### 【住警器が電池切れになったら・・・】

電池が切れるさいは、音声や注意音で知らせますので、電池を新しいものに交換してください。

電池の価格は、各メーカーによって様々ですので、本体の劣化も考慮し、新しい住警器と交換することをご検討ください。



### 【住警器の設置は義務です】

住警器は、宮津与謝消防組合火災予防条例により全世帯への設置が義務付けられています。

平成 28 年中の住宅火災では約 1000 人の方が亡くなられており、その半数は「逃げ遅れ」によるものです。

火災を早期に発見し「逃げ遅れ」による焼死者を防ぐため、まだ設置されていないお宅は、早急に設置してください。